

松山市コンパクトなまちづくり推進協議会財務規程（案）

制定 令和 7 年 7 月 20 日

改正 令和 8 年〇月〇日

（趣旨）

第 1 条 この規程は、松山市コンパクトなまちづくり推進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、松山市コンパクトなまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の予算の編成、現金の出納その他財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 協議会の予算は、松山市及び国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める款、項及び目の区分以外の区分を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、松山市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、その日以後最初の協議会の会議で報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、協議会が指定した金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他会計事務を行うものとする。

(現金の保管)

第8条 協議会出納員は、その手元に保管する現金を堅固な容器の中に保管しなければならない。

(公私金の分類)

第9条 協議会出納員は、その取扱いにかかる現金を私金と混同してはならない。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、松山市の例によるものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 財産管理簿

(3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める簿冊

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後3箇月以内に、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第9条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和7年7月20日から施行する。

この規程は、令和8年〇月〇日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款，項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 雑入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款，項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業費	1 事業費
2 予備費	1 予備費	1 予備費